

国立市保育整備計画(素案)について

1. 国立市保育整備計画(素案)の策定

国立市では、平成27年12月に公立保育園民営化の実施について決定し、国立市保育審議会に対し、公立保育園民営化についての基本的な考え方、方法、ガイドラインの作成について諮問し、基本的な考え方及び方法については平成28年5月に、ガイドラインについては平成28年11月に答申を受けました。

5月の審議会答申を受けて、公立保育園の民営化の取組については、第三次子ども総合計画の保育に関するアクションプランとして、今後の市の保育サービス全体の整備についての保育整備計画を策定し、当計画において民営化方針について定め、計画に沿って進めていくことといたしました。

保育整備計画については、庁内検討会を設置して当該計画の策定に取り組み、行財政健全化推進本部会議において計画(素案)を集約いたしましたので、ここで保護者の皆様をはじめ、市民の皆様に公表させていただくものです。

公立保育園の民営化対象園及び民営化の時期については、本紙9ページに記載をしております。また、国立市保育整備計画(素案)の全文につきましては、市ホームページにおいて公開いたしましたので、合わせてご覧ください。

2. 今後のスケジュール(予定)

時期	内容
平成29年3月15日	国立市議会福祉保険委員会において、国立市保育整備計画(素案)の報告
平成29年3月16日～	国立市保育整備計画(素案)に対するパブリックコメントの募集
平成29年3月下旬～	民営化対象保育園の保護者説明会の開催
平成29年4月～	公立保育園民営化に関する説明会の開催
平成29年6月	国立市議会福祉保険委員会において、国立市保育整備計画(案)の報告

- 国立市議会において「国立市保育整備計画(素案)」を報告したのち、民営化対象保育園の保護者説明会及び公立保育園民営化に関する説明会を開催していく予定です。説明会の日程については、改めて保護者の皆様に各保育園を通じてお知らせを配布させていただきます。

3. 国立市保育整備計画(素案)の概要

第1章 保育整備計画について ※計画(素案)1~2頁

1. 計画策定の背景と目的(1頁)

背景

少子化、核家族化、都市化



- ・ 家庭や地域を取り巻く環境が変化
- ・ 仕事と家庭の両立が困難
- ・ 子育ての孤立感・不安感・負担感



- ・ 早急な待機児童の解消
- ・ 発達が気になる子どもと家庭の更なる支援
- ・ 児童虐待への対応 などの課題

目的

人的資源・財的資源を有効活用し、民間や地域の力を取り入れ、公の役割を明確化しつつ、あらゆる資源全体で保育課題の解決と子育て支援に取り組みなければならない。

保育行政では、住民の福祉の増進のため、「子どもの最善の利益」を念頭に、「最少経費で最大効果」の基本原則の考えのもと、課題解決に向けて努力する必要がある。

財政改革審議会及び保育審議会の答申を最大限尊重し、公立・私立の隔てなく、市内全体の保育環境の維持・向上を目指す。



この計画は、今後取り組むべき保育施策の方向性を示し、公と保育園が果たすべき役割を整理する。

2. 計画の位置づけ(2頁)

第三次国立市子ども総合計画



下位計画



子ども子育て支援事業計画



保育整備計画

関連計画

3. 計画期間(2頁)

7年間

平成29(2017)年度から
平成35(2023)年度まで

ただし、今後の人口構成や保育施設の状況を勘案し、必要に応じて適宜見直しを行う。

1. 国立市の人口動態(3～6頁)

(1)人口動向

- 年少人口が毎年減少

(2)合計特殊出生率(H27年)

- 【国立市】1.25 【都内26市】1.32 【全国】1.45

(3)将来人口推計

- 74,558人(H27年)⇒73,955人(H35年)
 - うち年少人口…8,864人(H27年)⇒8,901人(H35年)
- ⇒本計画期間中は、年少人口ほぼ横ばい、生産年齢人口減少、高齢人口増加

3. 保育事業の状況(19～21頁)

保育園の基本的な保育、延長保育、休日・年末年始保育、一時保育、病児・病後児保育の現状について、事業の概要と利用状況を記載。

4. 子育て支援事業の状況(22～30頁)

子ども家庭支援センター、発達支援室、児童館、学童保育所における各種子育て支援事業について、事業の概要と利用状況を記載。

5. 保育事業及び子育て支援事業のコストの状況(31～34頁)

- 児童福祉費は、対23年度比で事業費約5億円(11.0%)一般財源にして約3億円(15.8%)の増加。
- 児童福祉費のうち、保育事業費、保育所費、幼稚園費、子ども家庭支援センター費、児童館費、学童保育費、青少年育成費、子どもの発達支援費において事業費が増加。
- 今後、待機児童の解消や保育・子育て支援事業の更なる充実に資するためには、更なる事業費の増加が見込まれる。

2. 保育施設等の状況(7～18頁)

(1)施設設置の現状(平成29年1月1日)

公立保育園4園、私立保育園9園、認定こども園1園、小規模保育事業所1施設、家庭的保育事業所3施設、認証保育所2園、私立幼稚園8園、幼稚園類似施設1施設

(2)待機児童の現状(平成28年4月1日)

109人(旧定義)、81人(新定義)

※年齢別待機児童数：0～2歳児で約9割を占める

※町丁別待機率：北地域10.5%、南武線以南10.1%

(3)就学前児童の施設利用の現状(平成27年5月1日)

認可保育園36.9%、認可幼稚園24.6%、
認証保育所2.0%、家庭的保育事業者0.3%
その他(各家庭)36.3%

(4)公立保育園の施設の現状

- 公立保育園4園は、昭和41年から昭和52年の間に建設され、どの施設も築30年以上が経過し老朽化が進行。
- 耐震性は確保されている。矢川保育園は建替え予定。

(5)公立保育園職員の現状(平成28年4月1日)

- 公立保育園4園の職員は、正規職員79人、嘱託員32人。
- 部門別の職員割合は、保育所部門は16.5%で、都内類似団体平均に対して9.4%高い状況。

(6)公立保育園のコストの現状

- 公立保育園の1園平均コスト：2億429万円
- ※国の三位一体改革に伴い、平成16年度から公立保育園については、施設整備費及び運営費が一般財源化され、国や都からの負担金がなくなり一般財源の支出が増加。

1. 国立市の目指す保育施策の方向性(35頁)

- 保育施設は、子育て家庭の身近な児童福祉施設であり、時代のニーズにあわせて更なる充実が必要。
- 保育施設のみならず、未就学児童全体の豊かな成長のため、幼児教育施設や在宅子育て家庭への支援の充実も必要。

しかしながら、市の職員や
予算などの経営資源は有限

- 「最少の経費で最大の効果を挙げる」ため、保育施策の必要度・優先度の高い施策を明確化。
- 限られた人的・財的資源をバランスよく配分し、効果的に保育・子育て支援施策を推進。
- 創意工夫と民間活力の積極的な活用により、多様な市民ニーズに対応した持続可能な保育・子育て支援施策を展開。

2. 保育行政課題の優先度の考え方(35～41頁)

項目	優先度	
待機児童の解消	低	高
長時間延長保育の実施	低	高
休日・年末保育の実施	低	高
一時預かり保育の充実	低	高
緊急保育の実施	低	高
在宅子育て家庭への支援 (子育てひろば)	低	高
発達が気になる子どもや しょうがいをもつ子ども とその家庭への支援	低	高
病児・病後児保育の充実	低	高
子ども・子育て総合相談 窓口の創設	低	高
幼保小連携の推進と学童 保育事業の環境整備	低	高
アレルギー児の対応強化	低	高

1.今後の公の役割と保育園の基本的な考え方(42~44頁)

(1)保育園における必要な取組


- 「保育所保育指針」に沿って、いつでも近所で気軽に継続して相談できる場所として、保育園の相談体制の構築が必要。
- 行政機関とつながっていない子育て家庭に対し、保育園に限らず地域や関係機関も一体となつてつながっていく取組が必要。
- 保育士の相談対応や発達支援、地域支援に必要なスキル向上のため、職員の資質向上、職員全体の専門性の向上が必要。

(2)保育園の特徴

- 市内に13園が点在し、保育士・保健師(看護師)・栄養士等の有資格者が配置され、既に地域の相談を受ける機能がある。
- 日々の保育により、恒常的に子どもと関わり、子どもの成長を継続的に見ているため、成長に関する経験の蓄積がある。

(3)今後の公の役割と公立保育園の基本的な考え方

- 核家族化の進行と地域の結びつきの希薄化により、子育て家庭の孤立化や養育力の低下。
- 園児保護者、在宅子育て家庭、これから子どもを持ちたい方、妊娠中の方など、育児に関する悩みを抱える保護者は多数。

- 
- ◆ 「国立市全体の保育システムを磨き上げていく役割を担えるのは市のみである」という保育審議会の提言を受けとめ、公立保育園1園を基幹的保育園と位置づけ、関係機関との密接な連携のもと、市内の子育て家庭が抱える様々な課題の解決を図っていくとともに、市全体の保育の質の向上のための方策に取り組む。
 - ◆ 保育園の保育環境が整わないことにより入所できないことがないよう、行政が責任をもって受入れ環境を整備する。

2.保育環境向上に向けて市が目指す取組(44~47頁)

(1)基幹的保育園による子育て家庭全体への支援

- ◆ 基幹的保育園に新たに保育ソーシャルワーカーを配置。
- ◆ 市内保育園の巡回指導・支援、研修の企画立案・実施・評価、家庭・保育園・地域のネットワークの構築に取り組む。

(2)保育ソーシャルワーカーの配置によるつながりやすい支援

- ◆ 市内保育園全体の保育環境の充実を支援。
- ◆ 保育園利用家庭に加え、地域の子育て家庭が抱える課題に対し、関係機関との連携強化を図る。

(3)国立市全体での「保育の質」の向上への取組

- ◆ 保育の質の向上には、市内保育施設全体の技術向上が必要。
- ◆ 保育の質の向上に資する研修や経験を生かした施策の立案。
- ◆ 公立保育園の保育実践を検証し、市全体の保育環境整備へ。

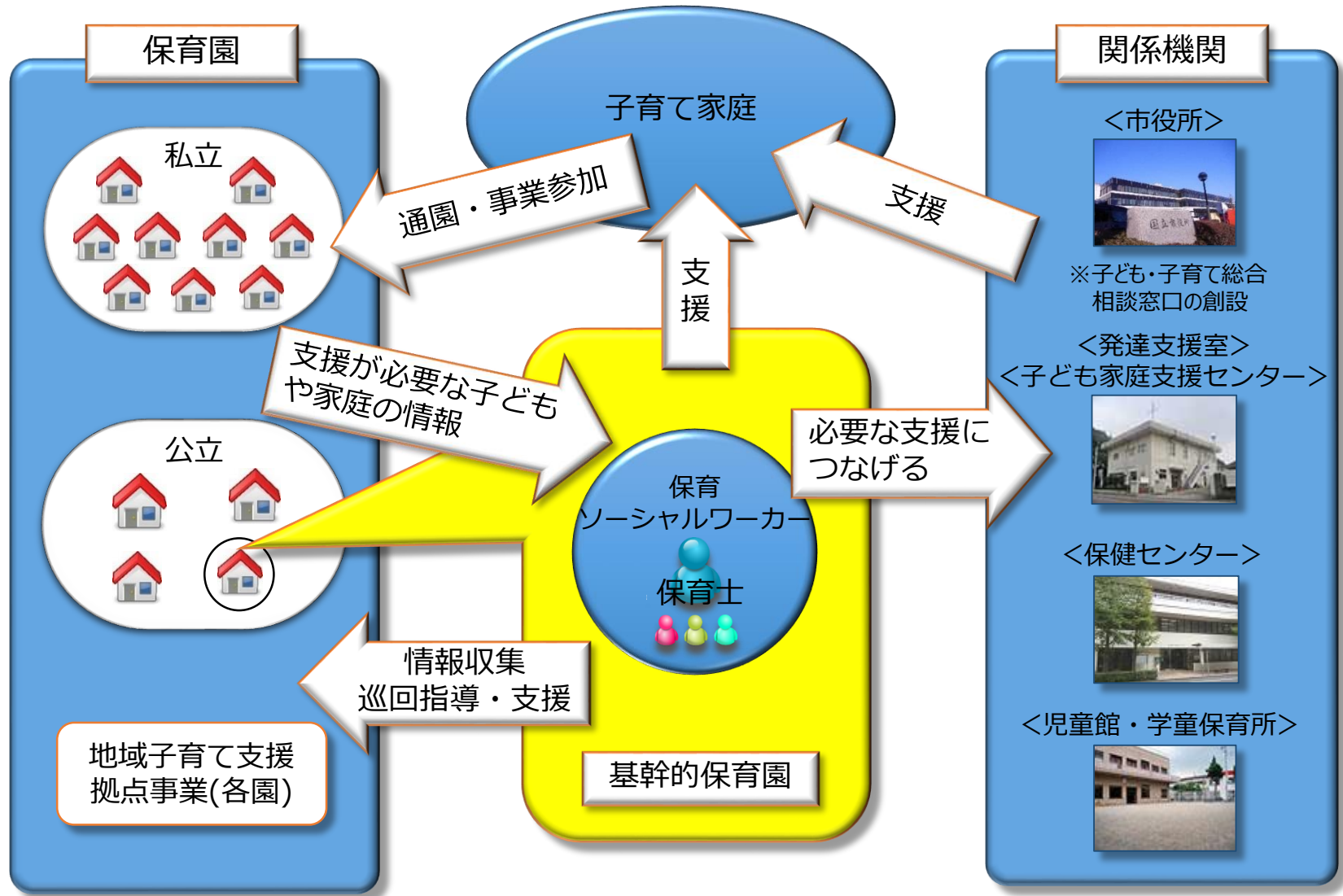
3.保育園の役割(47~48頁)

(1)地域子育て支援拠点事業による地域全体の支援

- ◆ 保育園の特性と保育士の専門性を生かし、保育園児のみならず、地域の子どもや子育て家庭の支える「かかりつけ園」の役割を担う地域子育て支援拠点事業を展開。
- ◆ 子育て親子の交流促進、地域の子育て関連情報の提供、子育て支援関連の講習等の実施、未就園児童等が集団保育を経験する交流の場、子育て関連の相談・援助の実施。

(2)新たな保育行政課題の実施

- ◆ 国や都の補助金を積極的に活用するとともに、市の施策の優先度などを考慮しながら、各園においても新たな事業展開を進める。
- ◆ 優先度の高い一時保育事業の拡充は、民間移管に合わせて実施など、民間活力を最大限に活用して展開する。



1.民間保育施設・幼児教育施設・在宅子育て家庭への支援の基本的な考え方(49頁)

- 市内の保育・幼児教育施設は、多くの民間事業者により支えられているので、公の役割を見直す際には、民間事業者の運営施設への影響について考慮が必要。
- 保育の質の維持・向上のため、市内の保育施設への一層の支援が必要。
- 独自理念のもと実績を積み運営されている幼児教育施設において、引き続き良質な幼児教育の環境づくりが必要。
- 在宅子育て家庭が地域で孤立しないために、子育て支援施設等のネットワークにより支援の充実が必要。



民間事業者が運営する保育・幼児教育施設の支援にあたっては、これまで各民間事業者が積み重ねてきた実績や独自の取組を尊重し、今後も連携・協力関係を強化するとともに、施設運営や施設整備に対する支援により、保育・幼児教育環境の充実を図る。

2.民間保育施設への支援の在り方
(49～51ページ)

(1)施設整備への支援

- 今後の施設の老朽化への対応を考慮し、国や都の補助制度の活用について連携を深め、積極的な相談対応のもと安全・安心な保育環境の整備を支援。

(2)施設運営への支援

- 「国立市で保育士になってよかった」と思える支援を検討。

①人的資源への支援

処遇改善、人材確保、研修体系の整備、公私立保育園の交流、保育士の居住環境整備支援

②物的な環境整備支援

I C T化整備支援、災害・緊急時備品の整備支援、備品共用の検討

③緊急時対策と支援の強化

④その他保育環境を整えるための新たな市の取組

3.幼児教育施設への支援の在り方
(51～52頁)

(1)幼稚園への支援

- 文教都市国立の歴史とともに培ってきた各園の幼児教育が、引き続き実践されるよう、よりよい幼児教育環境の創造を支援。
- 就労等をされている保護者で、幼稚園での幼児教育を希望されている保護者のニーズに対応するため、幼稚園における新たな預かり保育を支援する制度を検討。

(2)認定こども園への支援

- 平成28年度より幼保連携型認定こども園が1園創設された。引き続き、認定こども園の制度の主旨に沿い、制度移行を支援。

4.在宅子育て家庭への支援の在り方
(52～53頁)

(1)子育てひろば事業の拡充

- 常設の子育てひろばは、(仮)矢川プラズと国立駅南口複合公共施設に新たに設置を計画。
- カンガルー広場(学童)とおはようコケッコ(児童館)と並行し、児童館と学童の有効活用として、新たな子育て相談の場として機能させる仕組みづくりを行う。

(2)在宅子育て家庭が孤立しないための支援

- 身近な場所での交流や相談の場の提供は重要。
- 今後、保育園が地域の子育て家庭の「かかりつけ園」を目指すことにより、入所している家庭のみならず、地域の子育て家庭全体の支援が可能。
- 公立保育園1園が基幹的機能として、在宅子育て家庭が孤立しないための支援の充実を図る。

1.人材と財源の確保(54～56頁)

(1)待機児童の解消対策

- 国・東京都の補助制度を最大限活用するとともに、民間活力を活用して新たな認可保育園の設置を推進。
- 保育士の確保のため、処遇改善、研修体系の整備、宿舍借上げ支援等により「国立市で保育士になってよかった」といえる働きやすい環境を整備。

(2)在宅子育て家庭を含む全体への支援体制の構築

- 子育て家庭が孤立しないために、妊娠前から子育て期の切れ目のない支援に注力。
- 家庭や地域の中で安心して子どもを産み育てられるよう、保育ソーシャルワーカーの配置、地域子育て支援拠点事業による地域全体の支援、子育て世代包括支援センターの設置検討を進め、支援の充実に向けた組織体制の強化を検討。



新たな事業を展開する人材と財源の確保が必要

2.民間活力の導入(57～59頁)

(1)公立保育園の民間移管

- 保育環境の充実や子育て家庭への支援の充実にあたり、公と民が行う役割を見直し保育審議会答申にそって公立保育園の民営化を推進。

(2)待機児童の解消対策

- 国・都の補助を生かせる民間事業者の力を活用して認可保育園の整備を推進。
- 認可保育園の整備・運営に関する提案募集制度を導入。
- 3歳児以降の受入れでは、幼稚園の預かり保育を充実。

(3)一時預かり保育の充実

- 一時預かり保育の拡充は、民間事業者の柔軟性を生かして、時間単位や土日等の利用も含めて導入を検討。

(4)子育てひろばの充実

- 今後の子育てひろばの整備は、民間活力の導入を検討

(5)既存の私立保育園における子育て家庭への支援の拡充

- 既に実施されている園庭開放や相談事業の更なる充実を図るとともに、関係機関との連携のもと、地域のネットワークにて子育て家庭を支援していく仕組みを構築。

(6)病児・病後児保育の充実

- 利用実態の把握と医療機関への協力を求めながら検討

3.公立保育園民営化方針(60～66頁)

(1)公立保育園民営化による効果(60頁)

- ① 人的資源を子育て・保育関連部署への配置や新たな役割を設けることによる支援体制の強化
- ② 保育園運営経費の縮減と生み出された財的資源の保育・子育て支援施策での活用
- ③ 民間活力を生かした多様な保育サービスの提供
- ④ 国・東京都の補助金の活用と老朽化施設に対する市財政負担の軽減

(2)公立保育園民営化の方針(60～61頁)

- ① 公立保育園1園に新たな基幹的機能を付加
- ② 公立保育園1園を実績ある社会福祉法人に移管
- ③ 国立市立保育園民営化ガイドライン(案)に沿って推進
- ④ 2園目以降は効果検証・評価の上、最良の方法を選択
※その時点の人口構成や保育施設等の状況を勘案
- ⑤ 基幹園・民営化園は、立地条件、土地・建物状況、仮設園舎対応、補助金活用、入所定員、園児・保護者への負担等の条件を熟慮し選定

(3)基幹園となる公立保育園(61頁)

なかよし保育園

- ◆ 立地
 - 今後市役所に設置予定の「子ども・子育て総合相談窓口」では、保健師、社会福祉士等の専門職が支援にあたり、保育園との連携を強化していくため、基幹的保育園は市役所に近接する園が望ましい。
- ◆ 施設
 - 基幹的保育園には、保育ソーシャルワーカーを園内に配置するため、現状において施設面積が一番広い園が事業展開に適している。施設の残存耐用年数から鑑みて、中期的な保育施策の見通しが立てやすい。

(4)民営化対象園(61～63頁)

矢川保育園

- ◆ 民営化対象園の取組
 - 優先度の高い一時預かり保育事業を実施。その際、時間単位や土日の実施、緊急保育の機能も含めた実施を検討。
 - これまでの公立保育園での保育の継承を基本に、課外教室や行事の充実など保育サービスの向上にも取り組む。
- ◆ 民営化する対象施設
 - 新園舎のため、移管事業者の特色に合わせた設計が可能。
 - 建替えによる仮設園舎対応が不要。
 - 新たな事業(一時預かり保育等)を付加させることが可能。
 - 新園舎建設費に対し、国・東京都の補助金を活用できる。
 - 新園舎建設のため、定員増の余地がある。
 - 新旧園舎での段階的受入れ等、園児への負担軽減が可能。

(5)他の公立保育園等(63～64頁)

- 西保育園…用地及び施設面積が狭小のため、本計画の基幹的保育園及び民営化園での新事業実施は他園より制約が大きい。
- 東保育園…他園と比較して、施設の残存耐用年数は長いが定員増加等新たな事業に取り組む施設面積の確保には至らない。
- 財団等設立の研究…答申で示された財団等の設立方式について、他の子ども関連施設も含め研究を進める。

(6)民営化の時期と進め方(64～65頁)

No.	項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	
1	対象園決定(素案から案)									
2	対象園保護者説明会等									
3	公募要領の策定									
4	事業者選定委員会の準備									
5	事業者の公募									
6	事業者選定委員会の実施									
7	移管先事業者の決定									
8	三者協議会						終了時期は三者協議会において協議			
9	移行計画策定									
10	引継ぎ(合同保育)					合同保育の期間は三者協議会において協議				
11	新事業者の保育開始									
12	新園舎設計									
13	新園舎建築工事									
14	公と保育園の役割の検討				基幹的保育園の設置時期は、この検討を踏まえて決定					
15	財団等設立の研究									
16	民営化園の効果検証									
17	2園目以降の民営化検討									

➤ 矢川保育園の移管時期は**平成33(2021)年度**からを目指します。なお、上記スケジュールは目安です。

(7)民営化にあたっての留意点(66頁)

- 保育審議会答申を踏まえて下記の点に十分留意する。
- ① 公立保育園が果たしてきた役割の継承
 - ② 市全体の保育システムに係る市の先導的な役割の発揮
 - ③ 保育・子育て支援施策の充実のための人的・財政的効果の活用
 - ④ 市と事業者が連携した支援の実施
 - ⑤ 子どもの環境変化への配慮と保護者に対する丁寧な対応

附編 ※計画(素案)68～88頁

1.国立市保育方針

- 第三次国立市子ども総合計画(平成28年3月)において定めた市の保育方針を掲載

2.国立市立保育園民営化ガイドライン(案)

- 公立保育園の民営化にあたって、移管の基準を定めたガイドライン(案)を掲載